

明治初年の土地所有権の法的性格について(四)

宮 川 澄

はしがき——問題の提起——

- 一 徳川期における土地に対する支配関係(以上第二一巻三号)
- 二 明治維新における土地立法と土地所有権
- 三 一八七二年(明治五年)以降の土地立法の変遷(以上第二二巻四号)
- 四 地券制度と土地所有権との関係
- 五 明治初年の地券制度の意味(以上第二二巻一号)
- 六 地券制度の着想と市街地券
- 七 地券制度と郡村地券(壬申地券)(以上本号)

——以下次号——

六 地券制度の着想と市街地券

前項(五 明治初年の地券制度の意味)での課題は、明治初年の地券制度のもつ一般的な意味を明確にしておくことに

明治初年の土地所有権の法的性格について(四)

あった。そこでは地券制度が土地関係に対して、どのような意味と役割を具体的に果たすことになるかに視点をおいて取扱った。こうした意味で地券制度が市街地券→郡村地券(壬申地券)→一般地券(改正地券)という法史的変遷をたどり、土地関係に特定の法的機能を果していたことを明らかにした。もっともこの地券制度は地租改正事業の完了によって、一八八六年(明治一九年)八月一日に『登記法』(法律第一号)が制定されたため、地券はたんに地租簿の謄本としての法的意味をもつに過ぎなくされた。そして一八八九年(明治二年)三月二三日の法律第一二三号にもとづき土地台帳が作成され、地租は土地台帳に登録された地価により、その記名者から徴取されることになった。すなわち、

明治二年三月二三日法律第一二号

地券ヲ廃止シ地租ハ土地台帳ニ登録シタ地価ニ依リ其ノ記名者ヨリ之ヲ徴取ス

とされている。こうして地券制度そのものが廃止されたのである。この法史的事実にもとづいて地券のもつ法的意味が推定されるであろう。これは地券制度の考察を、地租改正との直接的な結びつきにおいてなすという視点を導くことになる。⁽¹⁾

たしかに地券制度の法史的変遷と、その法史的事実に視点をおけば、地券制度そのものが、地租改正事業の準備的手段としての意味をもち、そのために直接・間接に制度化されたものとして理解できるだろう。明治初年に地券制度が明治政府の手によって制度化されたのは、こうした地租改正にもとづく新貢租の賦課と税収の増大という財政的政策にもとづいていた。これは多くの素材によって例証されることになる。⁽²⁾ 明治維新の政治的変革によって樹立された明治政府にとっては、租税制度の改革・統一が課題とされていた。⁽³⁾ しかも租税制度の改革・統一のためには、これまで

の封建的政治制度を一掃することを必要とする。自己の政治的権力の確立を必要とした明治政府にとっては、この租税制度の改革・統一が政治的・財政的にも要求されたのである。このことは当時におけるもっとも主要な生産手段である土地に対する封建的政治権力にもとづく規制を排除できることを意味する。こうした要求にもとづいて租税制度の変革と地券制度が結びついて登場させられたのである。しかし、地券自体は一定の相対的独自の法的作用を、土地関係に与えたのであった。ここでは地券自体に対するこうした問題意識に従って、地券——これに表現されている土地に対する私的所有の法認——の法的意味を解明しようとするのである。地券制度を一般地券（改正地券）として把握すれば、それは地租改正事業と直結し、その準備的手段として交付されたことは否定しえない。しかし、地券制度を法史の変遷において把握すれば、市街地券→郡村地券（壬申地券）→一般地券（改正地券）という変移を経験している。この地券制度の法史の変遷そのものは、具体的な社会・経済的条件と結びついて、現実に果たした地券の法的役割を異にしたことを明らかにする。これは地券によって表現された土地に対する私的所有の法認の法的意味を異にしていることをしめすことになる。従って、地租改正事業と直結し、その準備的手段として交付された一般地券（改正地券）と、それ以前の地券の法的性質を同一視することは、誤りであると指摘しうる。

徳川封建社会のもとも、農民は土地取引を現実になしてきた。この慣行は事実上封建領主によって承認され慣行化していた。これは沽券制度として表現されている。そして沽券は年貢徴収を確保する必要があることによって、領主的権威によって法制的承認をうけていた。明治維新以後においても、この旧慣は尊重され、沽券制度は踏襲されてきた。このため当然のことながら、沽券制度は土地関係を規制する法的役割を果していた。だが明治初年の土地立法が農業における商品＝貨幣経済の浸透を背景として、土地取引の公認を指向する方向に発展する過程で、明治政府はこの沽券制

度にかわるものとして、地券制度を公的にとりあげることになった。そして一八七二年(明治五年)二月一五日の『田畑永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)によって土地売買の解禁が、法制度のうえで法認されることによって、地券は土地に対する私的所有の法認の確証とされることになった。ここではたんに慣行上の土地取引の事実上の承認を意味するというのではない。それは明治政府自身による土地に対する私的所有の法認の權威的付与として、地券が交付されたのである。こうした地券からの地券への転換——明治政府の土地に対する私的所有の法認の權威的附与——の政治的意義はなんであったか。それは明治維新の政治的変革によって打倒された領主的權威を排除し、明治政府が土地関係に対しても法的權威をもつことの実証であった。しかも、土地に対する私的所有の法認の法的効果として、明治政府もそれに拘束されることを明文化することによって、農民を自己に引きつけるという政治的効果をもたせていた。地券発行は明治政府の土地関係に対する領主的權威の排除と、自己の政治的權威の主張と、農民を自己の側に引きつけるという政治的意味をもっていたといえる。⁽⁴⁾

地券制度はこうした政治的意義をもつものとして理解できる。しかし地券交付がなされると、地券を媒介とする土地関係について一定の法的効果を生ずることになる。これは地券自体が相対的独自の法的機能を果すという法学的理解にもとづいている。ここではこの問題の解明が主要な課題とされている。法史上の地券制度の考察においては、市街地券の交付が地券制度の一つの現実的形態をとっていると指摘されるであろう。法史的事実によって、このことは例証される。そこで、市街地券から考察しよう。いうまでもなく市街地券は、神田孝平の『田租改革建議』にもとづく地券構想の具体化であった。神田孝平は一八七〇年(明治三年)六月の『田租改革建議』(明治財政史編纂会 明治財政史第五卷 丸善株式会社 一九〇四年一月)のなかで、つぎのように述べている。すなわち、

『田租改革建議（明治三年六月）』 神田孝平

竊ニ案スルニ我邦從來田税ノ法地ノ広狹ト肥瘦トヲ計リ且ツ歳ノ豊凶ヲ察シ生スル所ノ者何ニ限ラス総テ米ニテ納ムルナリ地ノ広狹ヲ計ルカ故ニ檢地ト云フコトアリ肥瘦ヲ測ルカ故ニ石盛ト云フコトアリ上中下田ノ別ヲ立ツルナリ……之ヲ要スルニ從來ノ税法ニ從ハハ煩勞多ク耗減多ク奸贓多シ故ニ民ニ對シテハ不仁ナリ法ニ於テハ疎漏ナリ財政ニ取リテハ損失ナリ此數幣アリ速ニ改正セシムハアル可ラス

其一 方今税法ヲ改正シ右ノ所謂諸幣ヲ除カント欲セハ田畑売買ヲ許シ沽券高ニ準シ金子ニテ税ヲ収ムルヨリ善キハナシ猶詳カニ論スレハ先ツ田地売買ヲ許シ毎田ニ其沽券ヲ作ラシム可シ且沽券ニ役所ノ割印ヲ付シ印ナケレハ証拠トナラサル趣ヲ令スヘシ如此スル時ハ是迄ノ沽券ナキ所モ不日ニ出来スヘシ沽券直段ハ地主ノ定メ次第ナルコト勿論ナリ然レトモ故サラニ廉價ニ申立テ税ヲ免レントスル者有ル可ケレハ之ヲ防カン為メニ一法ヲ立テ若シ地主ノ定ムル所ヨリ高價ニ買ハント云フ者アラハ之ヲ売ヘシ売ルコトヲ欲セサレハ附値段ノ通りニ沽券値段ヲ改メ且値段ノ一割ヲ与ヘテ之ヲ謝スヘキ由ヲ予メ訓諭スヘシ扱亦府県ノ下ニハ郡司トカ郷役所ト名付ケタル小役所ヲ置キ五箇村若クハ十箇村ヲ管シ管内田地ノ事ヲ掌ラシムヘシ其法役所ニ田券帳ヲ置キテ諸田券ヲ書留メ本紙ト割印ヲ為シ田価ニ昂アル毎ニ書換ヲ為シ税ヲ取ムル時ニハ此帳面ノ沽券高ニクテラヘ受取ナリ……況ンヤ戰國以來田地ヲ民ノ勝手ニ売買スルコトニ成リ來レルコト久シ今ノ田地ハ民ノ買得テ有スル者ニシテ官ヨリ之ヲ渡シタルニハアラズ今其売買ヲ堅ク禁セントナラハ一応悉ク官ニ買上ケ改メテ民ニ渡シタル後ニ非ラサレハ条理ニ適ハサル所アリ徳川氏ノ中葉売買禁止ノ令アリト雖モ元來不当ノコトナル故ニ之ヲ実行スルコト能ハス今ニ至リテハ表向ハカリ売ト云ハスシテ質ト云ヒ沽券ト云ハスシテ讓証文ト云フノ違ヒノミニテ其実ハ売買ニ異ナル者ナシ如此空名ニテハ仮令売田禁止ノ法善美ナルモ其実益ナシ況ンヤ其善美ナラサルニ於テヤヤ彼ト云ヒ此ト云ヒ断然此虚法ヲ廢シ沽券税法ノ実益ヲ謀カルニ如カサルナリ』(同上 三一五～三二〇ページ)

となしている。ここで神田孝平は一八六九年（明治二年）四月の公議所に対する議案『田畑売買ノ議』と同様に、地券と租税とを結合させ、『断然此虚法ヲ廢シ沽券税法ノ実益ヲ謀ルニ如カラサルナリ』(同上)となし、地券制度を主張したわけである。神田孝平のこうした発想の根拠について、福島正夫教授は『地租改正の研究』(有斐閣 一九六四年

九月)のなかで、つぎのように述べられている。すなわち、

『神田孝平の地券創案は、沽券の固有の制度に対する彼の知識をその起源として相定するのが、もっとも妥当であつて、トーンズ制度の承継模倣とみたり、また幕末からの居留地地券にその源流を求めたりするのは、いささかむりであらう。東京府町地沽券制度と比べて重要な差異である書替の手続は、たしかに新時代の発展のようでもあるが、京都市中で行なわれた沽券状に書替によって取引するものもある。わが国固有法のなかに神田の地券案の材料がみ出されることは争えないであらう。ただ神田案の地租徴収と土地所有公示の制度の近代性には、あるいは何らかの外国法制思想の影響があつたかもしれない』(同上七五く七六ページ)

とされている。この神田孝平の『田租改革建議』にもとづいて、大蔵省は一八七一年(明治四年)ごろから、地価課税の基本構想にたつて、『地券税法』の検討をはじめていた。そして、一八七二年(明治五年)二月の『地券申請地租納方規則』(東京府達)によつてまず東京府下に試験的に地券交付を実施した。そしてやがて全国に地券制度を実施する方針を定めたのである。大蔵省で『地券税法』を検討したのは、つぎの事情にもとづいている。それは、一八七一年(明治四年)一月に廃藩置県が実施されたが、税法はこれまでの旧慣に従つていたためその取扱がまちまちであつた。そのためこれを全国的に統一し、同一の基準による税額決定の必要があつたからである。現に地方官がその処置に困り大蔵省に伺をなしていた。このため租税頭松方正義は、『地租改正意見』(明治財政史編纂会 明治財政史第五巻丸善株式会社 一九〇四年二月)を大蔵卿輔に上申していた。この意見には、つぎの点が含まれている。すなわち、

『一 地所ノ耕作ハ其持主ノ自由ニ任ス可キ事

封建ノ時代ニ於テハ国主相互ニ割拠シ相互ニ交際ヲ拒絶セントシテ其国境ハ多ク峨々タル連山若クハ大河ヲ以テ之ヲ為セリ故ニ偶々一國ニ於テ飢渴ノ難ヲ受クルモ其隣國ハ直チニ之ヲ救助スル等ノ事ナキヲ以テ国主ハ予シメ米穀ヲ蓄蔵シ而シテ又其臣民ヲシテ仮令ヒ他種ノ耕作ニ有益ノ時ト雖モ強テ穀物ノミヲ耕作セシメタリ是ニ因テ之ヲ觀レハ封建時代ノ耕作ハ大ニ其自

由ヲ失ヒシモ今ヤ然ラス政府自ラ外国貿易拡張ノ主義アルニアリ今夫シ耕作ノ自由ヲ圧抑スルハ人民幸福ノ近道ヲ遮リ次テ全國ノ財産ヲ妨害スルニ及フヲ以テ本項ノ起ル敢テ孤疑スルニ足ラサルナリ

二 地所売買譲与等ノ自由ヲ以テ専ラ趣旨トセリ夫レ日本ノ外交以前ハ只一国内ニ於テ其貿易ヲ為スニ止マリキ故ニ前政府ハ國家ノ平和ヲ維持シ又ハ財産ノ平等ヲ得セシメン為メ全國ノ物産ヲ稍々同シク区分シ以テ國主ヘ各々分与セリ爰ニ於テ地所売買ヲ許シタランニハ一手ニシテ多ク財産ヲ占有セシモノ知ル可ラサルヲ以テ之ヲ禁シタリ然リト雖モ公ニハ永代賃地定約ヲ名トシ陰ニ之ヲ売却セシ等詐欺ノ所業アルヨリ彼ノ禁令ハ有名無実ニシテ全く無効ニ屬シタリ又斯ノ如キ振合ヲ以テ地所ヲ買得スルモ法律上ニ於テ所有權ヲ有セサルヨリ不都合ノ起ル大ニシテ且ツ不安心ナキ故ニ財政ノ困難ハ前ヨリ今ヲ以テ一層甚シトス因テ地所売買等ノ自由真ノ所有權ヲ得セシムルヲ法ノ善ナルモノト知ル可キナリ

(略)

七 地所持主ヘ各地券ヲ附与スルコト

台帳整頓ノ日ヲ待チ地券ヲ付与スル則チ本項ノ目的トスル所ナリ』(同上三二〇～三二三ページ)

としている。この『地租改正意見』にもとづき、一八七一年(明治四年)一〇月大蔵省は『租税賦課法』を太政官に建議した。それにはつぎのように述べられている。すなわち、

『先ツ土地売買ノ禁令ヲ解キ地券ヲ改正シ地券税法ヲ施シ、併セテ物品税、印紙税ヲ設ケ、其実績ノ漸ク挙ルニ随ツテ一般ニ土地ニ賦課スル租税ヲ薄クシ、以テ物産ノ増殖ヲ勤メ、或ハ専売特許ノ税法ヲ設ケ以テ人民ノ智識ヲ開キ、且ツ百工ヲ勸奨シテ人造物ノ繁殖ヲ誘導セハ則チ内國産出ノ物品自カラ充足シ周困随テ豊裕ナルニ至ラン。是ニ於テカ土宜ニ従フテ物産ヲ興シ、邦俗ニ適スル工芸ヲ創メ、其ノ税法ヲ權衡シテ海外ニ輸出シ以テ吾法ニ欠乏ナル物品ニ交易シ……』(大蔵省沿革史 史料集成第 二卷)

となしている。また一八七一年(明治四年)一月には、大蔵大輔井上馨・大蔵少輔吉田清成は『内國税法改正見込 正院へ上申』(明治財政史編纂會 明治財政史第五卷 丸善株式会社 一九四〇年一月)をなしている。すなわち、

『従来田租ヲ主トシテ五公五民坪取ノ法ノ如キ今俄ニ之ヲ癈セントハ因襲ノ久シキ既ニ人心ニ固結シ一時ニ釐革ニ難シ故ニ先

明治初年の土地所有權の法的性格について(四)

ツ地所売買ノ禁ヲ解キ地券ヲ改メ而シテ沽券ノ税法ヲ施設シ或ハ物品税印紙税等ヲ起シ其実筆ルニ從テ一般土地ノ税ヲ薄クシ以テ生産ノ増殖ヲ勤メ或ハ専売特許ノ税ヲ設ケ以テ人ノ智識ヲ開キ百工ヲ奨励シ以テ人工品ノ増殖ヲ誘導スルトキハ内地ノ物品繁殖シテ国用以テ豊足スヘシ……』(同上二六八、二六九ページ)

となしている。ここでは、これまで施行されてきた田租を廃止することは困難であること。従って、まず土地売買の禁令を廃止し、『地券税法』を設けて、物産の生産をうながし、工芸をすすめ、保護政策によって輸出の増大を計り、内国租法の平準化によって租税が農民に偏重であることを排除することを主張している。ここでは他の上申と同様に地所売買の解禁→地券発行→地券税法の実施という路線にたっていることが指摘できる。これが大蔵省の志向していた見解であった。この大蔵省の意見に従って、太政官は一八七一年(明治四年)二月二十七日に『東京府下従来武家地町地ノ称有之候……一般地券発行地租上納……』(東京府への太政官布告)を布告した。そこで一八七二年(明治五年)一月には大蔵省から『地券発行地租上納規則』(東京府への大蔵省達)が布達された。これによって東京府下に地券(市街地券)が発行されることになったわけである。

市街地券の発行は、徳川封建社会のもとで『拝領地』などの名称で、地子免除のなされてきた武家地・町地の封建的特権を廃絶し、新租税賦課の手段となされたものである。それは市街地券の交付によって、租税負担者を確定することが可能となるからであった。このことは武家地・町地に対する私的所有の法認を結果する。いうまでもなく、徳川封建社会における封建体制は土地関係にも反映していた。士・農・工・商を峻別した封建体制のもとでは、市街地から農民を排除し、しかもその多くは免租地とされていた。こうした市街地に対する土地関係は旧慣を承継した。そのため明治維新以後にあっては、そのままにされていた。市街地は武家地と町地に区別されていた。そして武

家地は賜邸、受領地、拝借地であつて、諸侯の事務所・邸宅から下級家臣の屋敷地までを包括し、町人家屋が混在することが禁じられていた。この武家地は封建領主の領有地とされ、その占有者（住宅居住者）は武家地に対して私的所
有を認められていなかった。町地はいうまでもなく町人の居住地であつた。これはその歴史的な諸条件によつて沽券
地、草創地、拝領地（受領地）被下地、拝借地などに分れていた。このうち沽券地は沽券によつて売買譲渡がなされ
てきた土地であつた。そして草創地は従来引続き所持されてきた土地であつて、これまで売買譲渡がなされなかつた
ため、沽券のないものであつた。⁽⁷⁾しかし沽券地とともに売買譲渡をなすことは自由であつた。拝領地、拝借地などは、
封建領主からの恩賜地か借用地または用益権だけを与えられていたものである。⁽⁸⁾

こうした市街地に対して明治政府は、明治維新以後の一八六八年（明治元年）七、八月頃から整理に着手した。こ
のことは、市街地の封建的關係にもとづく土地の事実上の支配（占有）を、整理することを意味した。この手はじめ
として、まず一八六九年（明治二年）十一月二日に、太政官は東京府へつぎのように沙汰した。すなわち

『明治二年一月二日 沙汰（第一〇三六）東京府

戸籍改正之儀ニ付テハ深キ 思食ヲ以先般其府へ御委任被 仰付追々市在戸籍取調之順序相立候得共武家地之儀ハ従来ノ体裁ニ
因襲シ其管轄スル処不分明随テ取縮モ精密難行届ヨリ自然無頼ノ徒潜伏往々押込強盜之所業ヲ恣ニシ下民之困厄不一方候ニ付其
府申立之通自今府下市在ハ勿論トモ一切其府管轄ニ被 仰付候間戸籍一般之仕法取調府治之体制相立候様可取計旨 御沙汰事』
（外岡茂十郎編 明治前期家族法資料第一巻第一輯 早稲田大学 一九六六年九月 四二―ページ）

となしている。こうして武家地・町地の取扱の一元化を計つたのである。この間の事情について『明治財政史（第五
卷）』（明治財政史編纂会 丸善株式会社 一九〇四年十一月）は、つぎのように記述している。すなわち、

『明治三年六月集議院判官神田孝平ハ田租改革ニ就テ建議スル所アリ石盛及検見ノ弊ヲ除カンニハ宣シク新ニ土地ノ売買ヲ許

明治初年の土地所有権の法的性格について（四）

シ土地所有者ニ地券ヲ交付シ地租ハ地券記載ノ地価ニ応シテ金納セシムヘキコトヲ論セリ而シテ其所説タル當時ノ卓見ニシテ大ニ世論ヲ喚起シ遂ニ地租改正ノ動機ヲナスニ至レリ即チ翌四年七月癸藩置県ノ令アリ全国悉ク政府ノ直轄トナリ一般収支ノ権ハ茲ニ全ク政府ニ統一帰属スルニ及ヒ益々之カ改正ヲ必要トシ同年九月大藏卿大久保利通亦地所売買ノ禁ヲ解キ分一収税ノ制ヲ施行セシコトヲ建議セリ此ニ於テカ明治五年正月先ツ從來地子ヲ免除セシ東京府ニ対シ地券發行地租収納規則ヲ發布シ地券分一ノ税法ヲ施行シ次テ地子免除タリシ其他ノ市街地ニ漸次普及スヘキコトトシ……』(同上四〇—四一ページ)

となしている。このように地券交付が、まず東京府下町地へなされたのは、無租地であった市街地への新貢租の賦課による租税収入の増大にもとづくものであった。しかし、これと同時に外国人による居留地以外の土地・家作取得を防ぐ必要があった。一八六八年(明治元年)十一月東京開市以来築地居留地が設けられていたが、一八七一年(明治四年)九月頃から公使館員、御雇外人の居留地以外の居住を認めざるをえなかった(九月二〇日東京府伺)。これは『雑居ノ端ヲ開ク』ことになりかねない事態となった。このため明治政府は各府県ごとに規則を設け防止する方針をとった。このため東京府では町地所有について、早急に規則制定の必要に逼られていたという事由をもっていた。同じ一八七一年(明治四年)九月頃には、神戸、横浜の開港地からも同じ理由から『沽券税則』実施の必要が大藏省に要請されている。また横浜市内地についても、地券交付、沽券税則実施の必要が、一八七一年(明治四年)九月一日に神奈川県知事陸奥宗光によって上呈されている。これにはつぎのように述べている。すなわち、

『当港地面之儀ハ開港以來住居之町人共拜借地ニ相成有之候処元來確定之規則モ無之因習之弊種々錯乱公私混同有名無実之廉不少諸般不都合ニ候此儘措置候而ハ不可謂之弊害ニ可相成候間此節地所拜借之儀致停止改而売渡之地券相下ケ相当之地租取立候様イタシ度尤右御聞届被下候ヘハ売渡之方法地券之条例地稅之制限等篤ト取調之上可相伺此段速ニ御下知被下候様致度奉存候以上

辛未九月十八日

大久保大藏卿殿

神奈川県知事 陸奥宗光

井上馨大藏大輔殿 『(地券書類 横浜市所蔵)

となしている。これに対して大藏省は、つぎのように指令している。すなわち、

『右指令

書面之趣ハ其方法等取調之上相伺无沽券税之儀ハ当時取調中ニ有之参考ニ可相成候間見込早々可申立事

辛未九月廿五日

大藏卿 大久保利通

神奈川県知事 陸奥宗光殿 『(同上)

となしている。すでに述べた『三府下地券発行』の大藏卿大久保利通・大藏大輔井上馨による太政官に対する上申は、一八七一年(明治四年)一〇月七日附で提出されている。この上申には『東京府への達案』として、つぎのように述べ、さらに『地券発行地租収納規則案』⁽¹⁰⁾が添付されていた。すなわち、

『今般府下地券発行地租収入ノ儀被仰出候条別紙規則書ニ照準取計可申右ニ付テハ華族始メ士族卒賜邸拝借地受領地トモ僉議ノ上、上中下ノ地位ヲ定夫々低価払下ノ積ヲ以テ見込相立伺出事』(太政類典第二編第一〇九卷)

とされている。これは一八七一年(明治四年)十一月五日附で裁可されたわけである。この太政官の裁可にさきだつて、左院議案は一八七一年(明治四年)十一月三日附で、つぎのようになしている。⁽¹¹⁾すなわち、

『今般発行スル所ノ地券ハ民権ニ関係ノ最大ナル者ナレハ人民ヲシテ厚信確守セシメ些ノ疑惑モ抱カサル様致度候……之ヲ維持スルノ權ヲ司法省へ御委任相成尚此地券へモ同省ニ於テ証印有之若此条ニ人民互ノ訴訟ハ勿論官ト民トノ間ニ起ル所ノ訴訟モ亦引受裁判有之御沙汰相成其旨府下へモ御布告有之候様仕度存候』(太政類典第二編第一〇九卷)

明治初年の土地所有権の法的性格について(四)

とされている。こうして大蔵省から東京府へ『案』どりに布達された。しかし東京府がこれに異議を申立たので、大蔵省は一八七一年(明治四年)二月二十六日に太政官に対し、つぎのように変更することを申立てた。⁽¹²⁾すなわち、

『華士族卒賜邸受領地ノ分低価払下ノ積最前伺済ニハ候ヘトモ、一旦下賜候地所更ニ払下ニ致シ候儀於実地何分取計難致事情モ有之其他拜借地等払下ノ手統最前伺済ノ規則ニテハ差支ノ次第モ有之』(同上)

となしている。これに対して太政官の裁可をえている。こうして一八七一年(明治四年)二月二十七日に太政官から『東京府下従来武家地町地ノ称有之候処……地券発行地租上納……』(太政官布告)が布告されたのである。こうして武家地・町地の区別が廃止されることになった。このことは法形式においては四民平等が土地関係にも実現されたことをしめすことになる。⁽¹³⁾一八七二年(明治五年)一月に、この一八七一年(明治四年)二月二十七日の『東京府下従来武家地町地ノ称有之候処……地券発行地租上納……』(太政官布告)にもとづいて、大蔵省は東京府へ『東京府下地券発行地租収納規則』(東京府への大蔵省達)を布達した。⁽¹⁴⁾明治政府が地券に対してどのような法的意味をもたせていたかは、この達にしめされている事例によって推論することができる。一八七二年(明治五年)一月の『東京府下地券発行地租収納規則』(東京府への大蔵省達)は全文二八条より構成されている。これを略記するとつぎのようになる。すなわち、

『

東京府へ

其府下従前武家地町地ノ称有之候処自今相廃シ一般地券発行地租収入ノ儀被仰出候ニ付キ別紙規則書ニ照準取計可申事

(別紙) 地券発行地租収納規則

- 第一 自今地券ヲ発行スルカ為メ所轄庁ニ於テ別ニ記録局ヲ設ケ相当ノ官員ヲ備ヘ置キ地券ニ係ル事務一切ヲ司ラシムヘシ
- 第三 武家地ノ儀ハ従来ノ賜邸並ニ諸県ノ上地開墾地等入交リ境界坪数判然セサルニ付先土地跡ノ坪数ヲ点検シ入札払イタシ落

札ノ金高ヲ以テ地券ヲ定新規ノ持主ヘ可相渡事

第八 従来ノ沽券地ハ区号町番号所持主名面並ニ坪数沽券高等巨細ニ爲申立更ニ更地的当ノ地券金高取極メ可相渡事

但地価ノ的当ヲ欲スルカ爲ニ持主ヨリ旧沽券ニ拘ラス其土地現今相当ノ代価ヲ爲書出申スヘシ自然不都合ノ代価ヲ書出スモ
ノアラバ第十三条ノ如ク所置スヘシ

第九 是マテ開墾地ノ名目ニ相成居候トモ現今市街ノ景況ニ相成候歟或ハ家宅取建候類ハ其近傍ノ地所ニ照準シ相当ノ地価ヲ定

メ地券相渡可申事但如此地価ヲ改ムル時ハ最前相納メ候金高ト新規相渡候地券金高トノ間金ハ上納不及候事

第十 地券ハ別紙雛形ノ通り本紙並ニ控トモ二枚ヲ書シテ本紙ハ地主ニ与ヘ控ハ記録局ノ綴込ト爲シ置可申事(雛形)

第十三 地券ヲ受ケ候爲申立タル代価ヲ不相当ト察スル時ハ篤ト増価ノ儀申談承伏不致時ハ其地所番号及ヒ申立ノ代価ヲ府下ニ
布告シテ望ミノモノヘ入札爲致入札ノ者ヘ地所ヲ譲ラシムヘシ若シ地主譲リ渡ス事ヲ否マハ落札ノ価ヲ以テ地価トシ地券相定
メ可申事

落札直段ヲ以テ旧地主猶其地所ヲ持續度旨願出候ハハ最初申立直段ト入札直段トノ間金高ノ二割上納爲致ヘキ事

但入札高価ヲ以テ地券ヲ定候ハ至公ノ法ニ候ヘトモ其ノ實際ニ於テ頗ル妥当ヲ得サル儀モ有之候ニ付入札ハ全ク不得止ノ仕
法ニ設置万一近傍隣地等ニ見合不相当ノ価ヲ申立候モノ有之候ハハ当人及ヒ組合戸長等ヘ反復説諭ヲ加ヘ増価可爲致其上ニ
テモ承伏可致節ハ不得已儀ニ付熟議ノ上入札法ヲ施シ可申候

右落札人ヘ譲渡候上ハ其地内ニアル家作持主ハ十箇年ノ間ハ其所並地ノ借地代ヲ新地主ヘ相払候上ハ住居不苦候事

但十箇年中ニ其建物ヲ他ヘ引移候カ又ハ新地主ヘ譲リ渡候カ或ハ普通ノ借地人ニ相成り候カ何レモ新地主ヘ相對ヲ以テ期限
マテ所置致最年限中火災等ニテ灰燼セシ時ハ新築ノ儀ハ地主ヘ対談ノ上タルヘシ

第二十二 地券ヲ申受ケ所持致シ候上ハ其地所ノ持主ニテ向後其地御用ニ候トモ必ス持主承諾ノ上タルヘシ最世上一般ノ利益ノ
爲御用相成り候節ハ券面通りノ代金及ヒ其建物ニ応シ相当ノ手当差遣シ上地可爲致事』

とされている。これをみると解るように、その内容には郡村地券(壬申地券)→一般地券(改正地券)へと発展させ、

全国一般の土地に対する地券発行と統一的新租税制度の構想がふくまれているといえるだろう。すでに一八七〇年
(明治三年)六月に神田孝平は『田租改革建議』によって、新租税制度の賦課基準となる地価の決定の方法として、

明治初年の土地所有権の法的性格について(四)

つぎのように述べている。このことはすでに述べておいた。すなわち、

『……方今税法ヲ改正シ右ニ所謂諸弊ヲ除カント欲セハ田地売買ヲ許シ沽券高ニ準シ金子ニテ税ヲ収ムルヨリ善キハナシ猶サカニ之ヲ論スレハ先ツ田地売買ヲ許シ毎田ニ其沽券ヲ作ラシム可シ且沽券ニ役所ノ割印ヲ付シ印ナケレハ証拠トナラサル趣ヲ令スヘシ如此スル時ハ是迄ノ沽券ナキ所モ不日ニ出来スヘシ沽券直段ハ地主ノ定メ次第ナルコト勿論ナリ然レトモ故サラニ廉価ニ申立テ税ヲ免レントスル者有ル可ケレハ之ヲ防カンカ為一法ヲ立テ若シ地主ノ定ムル所ヨリ高価ニ買ハント云フ者アラハ之ヲ売ルヘシ売ルコトヲ欲セサレハ附直段ノ通りニ沽券直段ヲ改メ且其直段ノ一割ヲ与ヘテ之ヲ謝スヘキ由ヲ予メ訓諭スヘシ……』

(明治財政史編纂会 明治財政史第五卷 丸善株式会社 一九〇四年一月 三一六〜三一七ページ)

となしている。この方法は一八七二年(明治五年)一月の『東京府下地券発行地租収納規則』(東京府への大蔵省達)では第十三条によって『入札法』として法制化されているわけである。¹⁵⁾さらに市街地券の所持によって土地に対する所持が強力に法的保護を受けることになることを強調している。すなわち同規則第二二条において『地券ヲ申受ケ所持致シ候上ハ其地所ノ持主ニテ向後其地御用ニ候トモ必ス持主承諾ノ上タルヘシ……』となしている。この規定を根拠として、これまで一般に土地に対する所有権の法的確認が、法制度上なしとげられたと説明されている。しかし、この土地に対する所有権の法的意味は実際にどういうものであるかは、この条文的根拠だけからはでてこないだろう。それは現実の農業生産のもつ社会・経済的条件と結びつくことによって、はじめて現実的な法的機能を達成できるものである。従って、土地に対する所有権の法的意味は、そこから導かれてくることになる。いうまでもなく現実の農業生産への商品⇨貨幣経済の浸透は、諸地域における社会・経済的条件の差異にもとづいて、農民層の分解を導くことになる。この農民層分解には二つの型が指摘されている。その一つは畿内や瀬戸内における農民の生産力が上昇し、萌芽的利潤が一般的に形成され、小商品生産化が全般的に進行し、ブルジョアの關係の成長がみられ、貧農が賃

労働者化していく型である。そしていま一つは、前記の地域以外の諸地域で一般的にみられるように、萌芽的利潤の形成が未成熟であるが、他の地域からの影響によって商品⇨貨幣経済にまきこまれ、一部の上層農が高利貸や地主として貧農を隷属化していく型である。⁽¹⁶⁾ 現実の農業生産はこうした二つの型に類型化される方向で発展する。しかし農業生産がどの類型をとっていても、土地に対する私的所有の法認が、商品⇨貨幣経済の一層の進展に役立つ法的機能をもつことにはかわりがない。だが、地券交付によって確認された土地に対する所有権は、この社会・経済的条件に立つかぎり、土地に対する近代的所有権⇨私的（資本主義的）所有権としての法的意味をもつことはできなかった。従って、ここでは農業における商品⇨貨幣経済の浸透を助長する法的手段にすぎなかったので、土地に対する私的所有権の法認に過ぎなかった⁽¹⁷⁾。しかし、法形式的に扱えば、農業生産がこの二つの型のいづれをとっていても、土地に対する私的所有の法認の法的効果は、同一に与えられることはまちがいない。実際には、二つの型のいづれをとるかによって、地主的土地所有か農民的土地所有かという、土地関係における重大な結果を導くことになるのである。明治政府が廃藩置県直後の一八七二年（明治五年）一月の『東京府下地券発行地租収納規則』（東京府への大蔵省達）によって、市街地券による土地私有の法的保護を強調した点は、ここにあったと考えられる。こうして市街地券の特色は、まず地券記載の地価確定が入札法によって確定することを法制化したこと、そして地券所有者を地所所有者とし、これに法的保護を与えている点であるといえるだろう。

明治維新以後においても、沽券制度が承継されたことは、すでに述べた。この沽券状の法形式は一八六八年（明治二年）五月一二日の『東京市沽券状改正』（東京府町触）によると、次ページの雛形のようにされている。この沽券状は一八七二年（明治五年）一月の『東京府下地券発行地租収納規則』（東京府への大蔵省達）によって、市街地券に代え

形 雛 の 状 券 沽

町屋敷カ	沽券状之事
町並屋敷カ	
何番組	
何町何角	
一 表田舎間何間	何町家持
裏幅同何間	地主 誰
裏行同何間	
此坪何百坪	
年 号 月 日	
沽券金	何程
右之通券状相違無之モノ也	
明治二年己 何月	
東京府印	

られることになるわけである。市街地券の様式は一八七二年（明治五年）一月大蔵省から太政官に提出された。そして一八七二年（明治五年）三月初旬に、大蔵省租税寮から各府県に書状をもって達せられたが、このとき改訂された。最初のものは明らかでなく、一八七二年（明治五年）六月二七日大蔵省から東京府に達した地券様式をしるに過ぎない。⁽¹⁸⁾市街地券の雛形は次ページのようであった。このように市街地券は一筆一用紙とされ、地券面で地番を付するほか表口、裏幅、奥行についてそれぞれ記載し土地表示をなしている。しかし略図は記載されていない。こ

形 態 の 地 券 街 市

第何番	第何大区何小区 何町何丁目何番地		地主 何之誰
	表口何間 裏巾何間 奥行何尺	此坪 何坪	
印 県	沽券金何円		此百分一ヲ以テ地租トス
地券	永代所持之証トシ此地券ヲ与ヘ左之条々示ス		
	第一……………		
	第二……………		
	(略)		
	第七……………		
	右地所検査之上相渡スモノ也		
	年 府 号 府 之 号 干 県 印 印 支 月	何 府 知 事 何 県 令 氏 名	何 府 参 事 氏 何 県 名
		(実印)	(実印)
	府 印		
	地券之証		

明治初年の土地所有権の法的性格について(四)

これは土地取引の便利のために、前記の沽券状を改良したためではないかと考えられる。⁽¹⁹⁾この様式は『横浜港地券』との類似性が認められる。そして地券には一八七二年(明治五年)二月一〇日の『地券申請地租納方規則』(東京府達)中の数箇条が列記されている。

さて、一八七二年(明治五年)一月の『東京府下地券発行地租収納規則』(東京府への大蔵省達)によって、まず東京府下の市街地に対して市街地券を発行した。東京府はこれにもとづいて、一八七二年(明治五年)二月一〇日に『地券申請地租納方規則』(東京府達)二四条を公布した。しかし明治政府

は、この市街地券の交付を、さらに二都・開港地・その他の、これまで地子免除のなされてきた市街地に対しても、市街地券を交付し、地券税法を施行することを企図していた。⁽²⁰⁾ そのため大蔵省は、この『東京府下地券発行地租収納規則』(東京府への大蔵省達)を各府県に、回附し、つぎのように達している。すなわち、

『各地方之内地子免許ノ場所エモ追々推及御施行ノ筈ニ候処土地ニ寄り従来ノ慣習モ可有之ニ付夫々御取調可相成筈』(地租改正書類彙纂一八、集成三〇九ページ)

となしている。各府県はこれに従って、『地券発行地租収納規則』をそれぞれ制定し、大蔵省の裁可をへて、管内に公布している。たとえば愛知県では、一八七二年(明治五年)九月に『地券発行地租収納規則』(達無号)二四条を、⁽²¹⁾ 鳥県では一八七二年(明治五年)一〇月一八日に『地券発行地租収納規則』(達第三四号)⁽²²⁾ 二四章を、また福岡県では一八七三年(明治六年)五月に『地券申請地租納方規則』(福岡県達)二五条を、それぞれ達している。こうして城下町など、これまで地子免除のなされていた土地に対しても、市街地券制度が類推されることになった。『租税寮改正局日報』(地租改正基礎資料刊行会編 明治初年地租改正基礎資料 有斐閣 一九五七年五月所収)によると、地子免除のなされていた町屋敷に市街地券を発行し、百分の一の地租を収納した県として、つぎのものがあげられている。⁽²⁴⁾ これによると、盛岡、福井、大宮および上尾、長浜および彦根、松本、熊本、岡山、名古屋および大山、甲府、宇和島、金沢、鶴岡、酒田および松嶺、和歌山、高松、丸亀および多渡津、福岡、博多、箱根宿、館林、鳥取などがあった。こうして市街地券は、これまで地子免除のなされていた土地に対して一般的に交付され、市街地に対する私的所有が法認されたわけである。市街地に対する私的所有の法認は、地子免除地を貢租地へ転換する法的効果をとまなうのである。そのため市街地に対する直接の利用(用益)という事実にもとづいて、地券交付がなされることになる。だから市

街地に対する私的所有の法認にあっては、土地に対する利用(用益) Ⅱ私的所有という法的性質をもっていた。これは土地に対する事実的な利用(用益)の關係が、法的に確認されたことを意味することになる。このことは郡村地券(壬申地券)とは異った法的意味をもつことになる。このため項をあらためて郡村地券(壬申地券)について若干の考察をなしてみよう。

- (1) この点については『まえがき』『立教経済学研究二二卷三号 一九六七年二月 一四七ページ以下)でくわしく述べておいた。
- (2) 関順也 明治維新と地租改正 ミネルヴァ書房 一九六七年九月 一五〇ページ。
- (3) 古島敏雄 資本制生産の発展と地主制 お茶の水書房 一九六三年八月 二〇二ページ
- (4) 関順也 明治維新と地租改正 ミネルヴァ書房 一九六七年九月 一五〇ページ。
- (5) いわゆるトーレンス制(Torrens System)とは、一八五八年オーストラリア連邦南オーストラリア州の議會を通過制定されたReal Property Actをその立案者Sir Rober Richard Torrens(一八一四~一八八四)の名をとってTorrens Actとよんだことに由来し、この法によれば二通の権原証明書(Certificate of title)を作成し、その一通を不動産登記簿に編綴し、他の一通を不動産所有者に交付することになっている(中村吉三郎 明治法制史第三輯 清水弘文堂書房 一九六七年一月 四二ページ)
- (6) 福島正夫 地租改正法の成立 東洋文化研究所紀要二四
- (7) 幸田成夫 江戸の市制 日本歴史講座。安藤春夫 封建財政の崩壊過程。福島正夫 地租改正の研究 二一七ページ。
- (8) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六八年九月 二一七ページ。
- (9) 丹羽邦男 明治維新の土地変革(近代土地制度史研究叢書第二卷) お茶の水書房 一九六二年二月 二四九ページ。
- (10) 福島正夫教授は『地租改正の研究』(有斐閣 一九六二年九月)のなかで、『太政類典には省略されているが、内閣文庫蔵・東京府史料第二一冊によれば、大蔵省から東京府に廻送された地券発行地租収納規則案(辛未とあるのみ、日附不明)は一五条で前文に「華族始メ士族卒賜邸拜借地受領地共僉議ノ上上中下ノ地位ヲ定メ夫々低價払下ケノ積ヲ以テ見込相立伺出事」と記し、公布規則第三ないし第九の規定が欠如する』(同上二三三ページ)とされている。
- (11) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二二三~二四四ページ。

明治初年の土地所有權の法的性格について(四)

になる。これは法制度がその土台である経済的構造にもとづく、社会・経済的条件によって規定されつつも、なお相対的独自性をもって、現実の社会・経済的諸関係に反作用をなすという当然の結果である。これは市街地券が土地に対する私的所有の法認という法的効果をもったことによつてしめされる。ところが郡村地券（壬申地券）にあつては、徳川封建社会のもとでも、本来的に貢租地であつた田畑・耕地・郡村宅地などに交付されたものである。従つて、市街地券と郡村地券（壬申地券）とは、その内容において異つた法的意味をもつことが指摘されるわけである。と同時に、全国一般の土地に対して交付されることになつた一般地券（改正地券）とも、異つた法的意味をもつてゐる。こうして郡村地券（壬申地券）についての考察が必要となる。郡村地券（壬申地券）はたんに地租改正の直接的な準備として発行されたものではなく、明治政府が土地に対する私的所有を保護し、それによつて農業における商品＝貨幣経済の発展を助長し、地主的土地所有を志向するという政治的・経済的企図をもつていたとなしうる。そこでこの郡村地券（壬申地券）を考察することにしよう。

郡村地券（壬申地券）の着想は、一八七一年（明治四年）九月の大蔵卿大久保利通・大蔵大輔井上馨の上申した『地所売買放禁分一収税法施設之儀』（明治財政史編纂会 明治財政史第五巻 丸善株式会社 一九〇四年一月所収）にもとづくものとされている。これには、つぎのように述べられていた。すなわち、

『凡百ノ政務齊一ノ際治國ノ枢要タル税法ニ於ケル均一ノ法則ヲ設ケサルヘカラス茲ニ於テ古來ノ沿革當今ノ形勢内外ノ制規等夫々探討考霸審議細案仕候処断然従前ノ方法ヲ廃棄シ一般ニ地所ノ売買ヲ許シ更ニ地代金分一ノ収税法ヲ施設スルニ如カス此法ヲ設ルトキハ第一耕作地ノ広狹地味ノ善悪秋毛ノ熟否等検査ノ煩勞ヲ省キ前ニ陳述スル数件ノ錯雜ヲ一掃シ年来ノ通患一朝ニ永解シ前日偏頗ノ田租稍々平準ヲ得テ億兆ノ農民一様ノ恩沢ニ浴センコト実ニ此ノ方法ニアリ最モ新法ハ速成ヲ戒ム其施行ノ順序ニ至テハ許多ノ法則更張無之テハ難相成殊ニ従前地代金ノ高低ハ畜ニ地味ノ肥瘠耳ニ不拘多クハ貢租ノ多寡等ニ因レリ然ルニ

一時ニ之ヲ釐革スルトキハ均一ヲ需メテ却テ不公平ヲ醸シ實際ニ於テ扞格ノ憂無之トモ難申故ニ時勢人情ヲ揣リ逐次施行シ先ツ以テ地所永代売買ヲ許シ各所持地ノ沽券ヲ改メ全国地代金ノ惣額ヲ点檢シ而後更ニ簡易ノ收税法ヲ設ケ豫シテ弊害ヲ防キ民ニ示スニ毫モ疑ヲ容レサル劃一ノ條例ヲ以テセハ永世不拔ノ良法ト奉存候間御許可ヲ蒙リ候ハ、追々取調伺出先以改革ノ順序御布告条目相添此段奉伺候也』(同上 二六七ページ)

となしてゐる。ここでは『断然従前ノ方法ヲ廢棄シ一般ニ地所ノ売買ヲ許シ更ニ地代分一ノ收税法ヲ施設スルニ如カス』(同上)と、これまでの貢租制度に代る地価分一税を意図してゐる。しかし、『従前地代金ノ高低ハ舊ニ地味ノ肥瘠耳ニ不拘多クハ貢租ノ多寡等ニ因レリ』(同上)とし、適正な地代金を知るためにはまず地所の永代売買を公認し、各人所持の沽券を改め全国地代金の惣額を点檢するのがよいと強調されてゐる。いうまでもなく、この『地所売買放禁分一收税法施設之儀』では、全国一般の地券制度にもとづく地価課税が、主張されてゐるわけである。この地価課税を実施するためには、当然に土地の売買価格を基準として課税されることになる。従つて、地価課税をなすには、地価の確定を必要とする。これまで免租地とされてきた市街地にあつては、一八七二年(明治五年)一月の『東京府下地券発行地租納規則』(東京府への大蔵省達)にしめされてゐるように、土地の所持者よりの申立によつて確定した。そして、もしもこれを不相当とするときには、入札の方法によるとされてゐた。ところが従来からの貢租負担地であつた郡村の田畑・耕地などの売買の際には、たんに田畑・耕地などの地理的条件や地味の肥沃度によつて、売買価格が定められるわけではなかつた。それは貢租負担額を超える作徳部分と、利子率の關係によつて、定められていたわけである。だから農業に商品ノ貨幣經濟が浸透し、地主ノ小作關係が一般的に形成されつつあつた現実の社会・經濟的条件のもとでは、従来の貢租負担は当然に小作料に包含されることになるので、田畑の売買価格には地価課税によつて増徴される地租部分が増えらるゝことになる。従つて地価課税は二重の意味で農民を圧迫することになる。こうし

た地価確定のためには、これまでの田畑作付の制限や土地売買・譲渡の禁止などの封建的土地制度にもとづく諸制度を撤廃し、自由な土地取引を法認することが、法制度として必要であった。こうして明治初年の土地立法は、農業における商品＝貨幣経済の浸透による事実上の田畑作付の自由や取引の自由を法認したわけである。これは一八七一年（明治四年）九月七日の『田畑作付勝手』（大蔵省達第四七号）→一八七二年（明治五年）二月一五日の『田畑永代売買ノ解禁』（太政官布告第五〇号）→一八七二年（明治五年）八月二七日の『地代店賃諸奉公人給金ノ事』（太政官布告第二四〇号）の一連の法令と認めされた。このことはすでに明らかにしておいた。⁽¹⁾ここでは田畑作付の勝手（田畑作付の自由）→↓地所売買・譲渡の解禁（土地売買・所持の自由）→↓地代店賃等の相対（契約の自由）という法形式にもとづいて、これまでの貢租負担は、小作料として当然に地価にくみ込まれることになった。このことは地価確定そのものが、地主の利益を増大させる役割を果すことになった。⁽²⁾

さて正院は、この『地所売買放禁分一收税法施設之議正院伺』に対して裁可をなし、一八七二年（明治五年）二月一五日に『田畑永代売買ノ解禁』（太政官布告第五〇号）が布告されたわけである。⁽³⁾そして大蔵省は、これにもとづいて一八七二年（明治五年）二月二四日に『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則』（大蔵省達第二五号）を布達したわけである。これはつぎのように規定している。すなわち、

『大蔵省達第二五号（明治五年二月二四日）』

今般地所永代売買被差許候ニ付今後売買並譲渡ノ分地券渡方等別紙規則ノ通可相心得事

（別冊）地所売買譲渡ニ付地券渡方規則

第一 地所売買譲渡ノ節地券相渡候ニ付テハ於府県元帳ヲ製シ地券申受ノ儀願出候節ハ別紙雛形ノ通地券本紙並控ニ枚ヲ書シ押切印ノ上本紙ハ地主ヘ与ヘ控ハ右元帳ヘ綴込置可申事

明治初年の土地所有権の法的性格について（四）

明治初年の土地所有權の法的性格について(四)

一六八

- 第二 右元帳ヲ以テ地券ノ大帳ト定メ以後ノ分綴込置一箇年分取纏ヲ一通リ大蔵省ヘ差出置可申事
 - 第三 地券申受ノ儀ハ別紙願面書式ノ通り相認為願出可申事
 - 第四 右願出之節ハ雙方情実ト相糺相違無之候ハハ地券相渡可申事
 - 第五 一筆ノ地所ヲ裂キ売買致度旨願出候分ハ実地ニ於總歩数ヲ改檢地帳ヘ照合シ引分ケ方偏頗無之様篤ト檢査ノ上願ノ趣聞届地券相渡可申事
 - 第六 右地券ハ地所持主タル確証ニ付大切ニ可致所旨兼テ相論置申可候万一水火盜難ニテ地券ヲ失ヒ候節ハ二人以上ノ証人ヲ立村役人連印ヲ以書換ノ為願出可申候但盜難等ニテ失ヒ候分後日相知レ候ハハ早速可差出旨請書取置可申事
 - 第七 初度地券相渡候以後売買讓渡シ竝代替リ其外實地流込等ニテ持主相替リ候節ハ地券ノ裏ヘ雛形ノ通相認地券書替ノ儀為願出可申事
 - 第八 右書換願出候節ハ其情実ヲ吟味シテ後新地券ヲ渡シ旧券ヲ取消スヘシ尤大帳ヘモ地主相替リ候趣竝地代金増減ノ有無年月日共詳記シ置一箇年分取纏メ大蔵省ヘ可届出事
 - 第九 山林原野其他ノ地所共売買讓渡ニ付地券相渡候分總テ同様可相心得事
 - 第十 願ニヨリ荒無ノ地所払下ケ候節ハ同様地券可相渡事
 - 第十一 新規書換地券申受候節証印稅トシテ左ノ通り上納可為致事(証印稅略)
 - 第十二 爾後地券ヲ不申請密売致シ候者ハ其地所並代金共取揚可申事但致連印候村役人ハ地代金三分通罰金申付事
 - 第十三 従来ノ持地ハ追テ地券渡方ノ儀可相達事
 - 第十四 東京府下ヲ始沽券稅法御達ノ土地ハ此規則ノ例ニアラザルコト
- 右之通相定候事(明治財政史編纂會 明治財政史第五卷 丸善株式會社 一九〇四年十一月 五五七〜五五九ページ)
- となしている。この『地所売買讓渡ニ付地券渡方規則』(大蔵省達第二五号)の要点はつぎのようであるといえる。すなわち、東京府下などの市街地に対しては適用されなかつた(第一四)。そして地券は田畑はもとより山林原野その他の地所が売買・讓渡されるたびにことに発行され(第一・第九)、従來の持地に対してはさしあたり発行されなかつた

(第三)。また一筆の土地の一部をさいて(分筆) 売買することは許されている(第五)。こうして田畑・耕地・山林原野・宅地が実際に売買されたときには、必らず郡村地券(壬申地券)の交付を受けることを必要とし、地券は『地所持主ノ確証』であるとされたのである(第六)。このため、この地券を一般的に郡村地券(壬申地券)と称している。こうして、この郡村地券(壬申地券)は田畑・耕地・郡村宅地が売買・譲渡されるたび毎に発行されるものであった。これは検地の誤解をさけるためであった。徳川封建社会のもとでは、検地が課税対象の増大による増税実施の手段とされてきたためである。そのためしばしば百姓一揆の原因とされていた。農民の抵抗が起れば、明治維新の政治的変革によって樹立した明治政府の政治的基盤は、ほりくずされることになる。このため地券を売買・譲渡のたび毎に発行することとし、検地に対する農民の心理を顧慮したのである。郡村の田畑・耕地などは、徳川封建社会のもとで、貢租地とされてきた土地であった。このため、本来的に免租地とされてきた市街地とは、異った取扱がなされていたのはいうまでもない。そのため、郡村地券(壬申地券)の法的意味も、市街地とは異っている。すなわち、租税の確保と実質的な租税増額の実現のための法的手段とともに、土地に対する私的所有の法認——貢租負担者の確定——という意味をもっていた。この意味では、地券制度の中核をなすものといえる。⁽⁴⁾市街地券の交付は、免租地に対する新貢租の賦課と同時に、こうした郡村地券発行の準備として企図された。このことはすでに述べておいた。従って、市街地券と郡村地券(壬申地券)とは、その記載の法形式を異にしている。それだけではなく実施の内容も異なる。と同時にのちに取扱う一般地券(改正地券)とも区別されるものである。いま郡村地券の雛形をしめすと、次ページの雛形のようになる。これによって解るように、土地の表示も簡単に記載され、一筆が一券状に記載されていた。紙面の体裁は、はじめに『地券之証』の題字があり、つづいて土地表示と所有者住所氏名、最後に『右検査之上授与之』とな

郡 村 地 券 (壬申地券) の 雛 形

明治初年の土地所有権の法的性格について(四)

	印 切 押	印 切 押	
右検査之上授与之 何府知事 何県令 大小属 苗 字 名 印 受付	一畑何町何段何畝何歩 此高何十石何斗何升何合 此地代金何百何拾何兩也	某郡某村之内 何番 一田何町何段何分 此高何十石何斗何升何合 此地代金何百何拾何兩也	地 券 之 証
	同 人	某郡某村 持主 何之誰	

し、府知事・県令が署名・捺印している。市街地券と比較してみるといくぶん莊重になっていることが知られる。これは検地によって封建的圧迫をうけてきた農民に対して、仁慈によって土地売買の自由と土地所有の法的保障をなしたという体裁によって、政府に対する農民の信望を高めるためであった。このため『従来売買相不成候処御差免ニ相成授与ノ証券下ケ渡ノ儀故敬シテ拝載致サセ』⁽⁵⁾たということである。地券発行の申請手続は、具体的な記載例の書式によって明らかにされる。地券は『地所持主タルノ確証ニ付大切ニ可致』ものとされたが、その滅失盗難のばあい再下附されることが認められている(同規則第六)。一度地券が渡された土地で、その後所有権の移転があったときは、地券書替の申請をしなければならない(同規則第七)。各府県庁では元帳を作成した。そしてこれを『地券大帳』と称した。地券発行の際には本紙と副本の二通を作り、割印して本紙は土地の所持者に交付し、副本は地券大帳にとちこむことにしている(同規則第一)。そして地券大帳の写を大蔵省に提出させている。この点は市街地券に類似している。

郡村地券(壬申地券)と市街地券の法的性質の差異は、当然に地券の形式上の差異としてあらわれる。すなわち、券面上の記載にあつても、郡村地券(壬申地券)にあつては、土地・石高・持主名が地価とともに記載されている。しかし市街地券のように地租の記載はなされていない。これは将来の地租改正を実施する準備段階にあつたためである。⁽⁶⁾そして郡村地券(壬申地券)の交付にあつては、これまで農民が土地に対してもつていた利用権(用益権)に対して、充分に考慮することなく、貢租負担によって無条件的・強制的に地券交付がなされている。従つて、当時の土地関係に対する現実的な農民の利用権(用益権)の成熟度が、考慮されていとはいへなかつた。⁽⁷⁾小野武夫氏は『永小作権論』(巖松堂書店 一九二四年五月)のなかで、つぎのように農民のもつ土地に対する用益(利用)について述べられている。すなわち、

明治初年の土地所有権の法的性格について(四)

『土地ノ実権ハ常ニ其ノ土地ト密着シテ用益ヲ継続スル者ノ手ニ掌握セラレ、此ノ事実ヨリ遠カルニ随ツテ漸次権力ヲ失望スルニ到リシ例証ノ挙ケ得ルモノ甚多シ、而シテ今我国ニ於テハ整然タル法律ヲ以テ農民ノ日常行為ヲ律セントセルニ拘ラス、小作農民ノ生活実カ法律上ニ於ケル土地制度ノ圏外ニ歩ミ出サントスルハ果シテ何事ヲ語ルモノナルカ』(同上二八ページ)

とされている。ここでは郡村地券(壬申地券)に表現された土地に対する私的所有の法認が、地主に対する私的所有の法認という法的形態の附与とされていることを述べられている。従って、郡村地券(壬申地券)に対する法的形態の附与は、土地に対する私的所有の経済的内容である地主Ⅱ小作人の封建的關係を固定化するものであり、それを止揚するものではなかった。土地に対する商品的形態の追加は、資本による収奪を強化し、農業生産における半封建的關係を確保するものであった。⁽⁸⁾このことは農民にとってみれば二重の圧力——土地に対する私的所有にもとづく地主Ⅱ小作人の半封建的關係の固定化と、土地に対する私的所有の法認という法形式——にしか過ぎなかつた。⁽⁹⁾だから、このことの分析なしには、地券に表現された土地に対する私的所有の法認の本質的理解、従って、その法的性格についても明らかにしえないだろう。

地券制度は、市街地券——郡村地券(壬申地券)——↓一般地券(改正地券)へと変移した。従って、この郡村地券(壬申地券)は一般地券(改正地券)への過渡的性格をもっている。そのため、この郡村地券(壬申地券)は一般地券(改正地券)とは、その法的機能において区別されることになる。これは郡村地券(壬申地券)が地価課税とは、直接の結びつきをもたないという点に示めされている。いうまでもなく、これは農民に対する考慮が多分になされたためであった。これをしめす例として、つぎのものをあげることができるだろう。たとえば一八七二年(明治五年)一〇月一三日の長野県伺に対して、大蔵省租税寮はつぎのような指令をなしている。すなわち、

『書面地券渡方之儀ハ人民之所有を確定候旨趣ニ而即今より地価ニ從ひ税を賦する之旨趣ニ無之候条税法増減等ニ關係之筋ニ無之旨篤ト及説論從來租税之甘苦ニ不拘方今実地売買之真価を為申立并反別之広狭等実地有形之儘為申立都而地券規則之通り検査之上券状渡方取計且追而税法改正之節ハ旧法ハ悉皆廢棄更ニ從價分一之税額を設立可相成旨趣を以新タニ土地之全価を求メ候主法ニ付其節ニ至リ土地ニ真価を得ざるか為メ入札法施行候迎物識を生スヘキ謂レ無之候条先ツ前書之心得を以地券渡方早々行届様可致事』(租税寮日報 明治五年第二九号 明治初年地租改正基礎資料上卷〔一〇二〕)

とされている。こうして壬申地券(郡村地券)は一般地券(改正地券)と比較して、相対的・独自の性格をもつものとして、地券制度に位置づけられている。一八七二年(明治五年)二月二四日の『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則』(大蔵省達第二五号)による郡村地券(壬申地券)までの地券制度は、新貢租の賦課という明治政府の財政的政策と結びついていても、なお当時における農業への商品⇨貨幣経済の浸透という社会・経済的条件にもとづく、土地取引の事実上の慣行を承認するという、法的意味をもっていた。これは土地に対する私的所有の法認を結果するという客観的な法的機能をもつことになる。従って市街地券にあっても、郡村地券(壬申地券)にあっても、地券が民利民衆の播殖勸進を計る点を強調している。これは『理財稽蹟』(地租部)の総論の『貧富ノ不平均ヲ防ク』、とくに領主の財源確保に重点をおいてきた封建制度から、人民の『財産ヲ安固ニスル』ことにあるとする主張によっても明らかである。つまり、人民の財産を安固にするために作物を自由にし、土地売買の制限をも解除するといっているのである。もちろん、地券自体が地価課税制の前提条件の作出のために、封建的諸制限の撤廃をなすという、財政的企図をもつことはいうまでもない。⁽¹⁰⁾ 農業生産における商品⇨貨幣経済が発展するためには、土地に対する所有を再編成する必要がある。これは自由な土地所有を法認し、土地移動を一般化することである。そして地主の手ににぎられた土地は、土地に対する私的所有にもとづく法的権限にもとづいて、地主⇨小作関係を固定化するに役立つことになる。農業における商

品Ⅱ貨幣經濟の進展のためには、農業經營の規模の拡大が必要である。これは一般的には耕地の拡大によって實現される。しかもこれは農地を購入するか、借地によってのみ耕地を拡大することができる。農民的土地所有が確立している場合にあっては、このいづれも農民間の地代負担をまぬがれない。従って、農民的土地所有は、農業經營の拡大を阻害する要因に転化する。明治政府が農民の耕作權（用益權）を否定することによって、地主的所有を實現したのは、農業經營の拡大によって、農業への商品Ⅱ貨幣經濟の一層の浸透を企図したことによる。これは土地に対する私的所有の法認という法形式にもとづく富農層の生成である。ここでは農民層の分解によって、地主Ⅱ小作人關係が拡大されることになる。⁽¹⁾従って、こうした地券の変移の基底には、土地に対する私的所有の確認という、農業生産における社会・經濟的條件の変化にともなう、地主的要求にもとづいていることを否定できないだろう。従って地券制度の法史的な發展過程をつらぬく地券の本質的な意義は、なんであつたかを明確にすることが、問題とされなければならない。これは、いうまでもなく明治初年の農業生産が、現実にとどのような社会・經濟的要件におかれていたのか、また明治政府はこの農業生産を日本資本主義のもとで、どのように位置づけ、それを指向していたかという、經濟的土台に立つて究明されなければならない。こうした視点で問題を解明しなければ、地券制度のもつ本来的な意味は把握しえないであらう。

この地券に対して『明治財政史（第五卷）』（明治財政史編纂会 丸善株式会社 一九〇四年一月所収）では、つぎのように指摘している。すなわち、

『地券トハ土地ノ所有者、地目、段別、地価等ヲ記載スル券状ニシテ之ニ依リテ土地ノ所有權ヲ確認スルト同時ニ地価ヲ確定シ地券記載ノ地価ヲ以テ地租賦課ノ標準トナスモノニシテ地券税法ノ行ハレタル時代ニ在テハ最重要ナルモノナリ』（同上第

となしている。ここでは地券のもつ二つの側面——土地に対する私的所有の法認と地価課税の法的手段としての——を指摘している。こうして一八七二年（明治五年）二月二十四日の『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則』（大蔵省達第二五号）にもとづく、郡村地券（壬申地券）の法的性格を類推することができることになる。しかし、郡村地券（壬申地券）にあつては、新貢租の賦課と租税収入の増大をはかるといふ、明治政府の基本的な財政的政策の実現のための法的手段として志向されたとしても、なお実際の土地関係に対して相対的独自の役割を果していることを否定しえない。従つて郡村地券（壬申地券）の法的性格をつぎのように要約しようと思ふ。

第一に郡村地券（壬申地券）は、土地に対する私的所有を法認し、それを保障するという法的機能を果している。⁽¹²⁾

これは『地券ハ地主タルノ確証ニ付……』（同規則第六）となしていることによつて知ることができる。このことはすでに検討しておいた。ところが一八七二年（明治五年）七月四日の『地券渡方規則第十三則ノ取扱ヲ定ム』（大蔵省達第八三号）によつて、一般地券（改正地券）の交付が地租改正と結びついてなされることになつた後の一八七二年（明治五年）九月四日の『地券渡方規則第十五条以下ノ増補』（大蔵省達第一二六号）では、『総テ人民所持ノ地後來御用之節ハ地券ニ記セル代価ヲ以テ御買上可相成事』（同規則第二〇条）⁽¹³⁾とされている。こうして地券の法的効果が公用徴収の面から強調されることになり、土地に対する私的所有の法的保障は、間接的な法的効果として認められることになる。こうした意味で郡村地券（申地券）——↓一般地券（改正地券）への変移は、土地に対する私的所有の法認の法的効果の意味を後退させていることが理解できるだろう。そしてこれらの土地に対する私的所有の法認は、後の一八七〇年（明治二年）の『旧民法』や、一八九六年（明治二年）の『明治民法』における所有権規定へと発展させ

られるわけである。だが、これらの規定からは、土地に対する私的所有の法認による法的効果について明らかにされても、まだその法的意味は明らかにされない。しかも、その私法的機能は、いちぢるしく形がい化されており、これまでの土地関係に対する事実上の承認をなしているに過ぎなかった。従って、これが近代的所有権としての法的性格をもつとはいえないという点だけは指摘できるだろう。このことは、各府県からの郡村地券(壬申地券)発行に関する諸布達をみれば明らかである。⁽¹⁵⁾

第二に、土地に対する私的所有権の移転を保障する法的機能をもっていた。この土地移転は、自由な農業経営を實現する前提条件である。『岩倉公実記(下巻)』(皇后宮職・御蔵版 明治三九年九月)には、この地益の利益を『資産ノ厚薄ヲ証明シ以テ勤勞ヲ励マスノ助ト』すると指摘している。すなわち、農業生産における商品⇨貨幣經濟の浸透という社会・經濟的条件のもとで、農民が生産を増大させるために自己の労働力を投下し、資本を投下して有利な作物をつくり、また宅地とする等努力すれば、土地の収入が増大することが可能となるとなすのである。こうして、その収入を『原資ノ利子』とするところの土地價格の騰貴が結果する。こうした観点にたつて、『勤惰ヲ問ハス年限ヲ以テ交換スルトキハ培養ニ力ヲ尽シ土地ヲ肥スモ他日何人ノ手ニ落ツルヲ知ラサレハ誰カ肯テ其力ヲ尽サンヤ』(同上)となしている。ここでは土地に対する私的所有の法認によって、農民が自由な農業経営をなし、農業生産の増大をなするという農業政策上の見地をしめしている。こうした理解は、明治政府の側においても認識されていた。すなわち大原重賢は『地券御発表土地モ夫々私有物ト相成人々自主之權ヲ得有難キ事ニハ候得共政体一変之形勢』と述べていることによつても知りうるだろう。一八七二年(明治五年)二月二十四日の『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則』(大蔵省達第 二五条)には、『爾後地券ヲ不申請密売致シ候者ハ其地所並代金共取揚可申事但致連印候村役人ハ地代金三分通罰金

申付事』(同規則第二二)と規定されていた。ところが一八七四年(明治七年)一月三日の太政官布告第一〇四号によって改定し、つぎのように規定した。すなわち、

『地所売買致シ候節代金受取ノ証文有之トモ地券申受ケサレハ買主ニ其地所々有之権無之候条規則ノ通地券書替申請ヘシ若シ地券ヲ申受ケスシテ後日發覚スル時ハ証印稅ノ証印稅^{地券書替}一倍ヲ科スヘク此旨布告候事』(外史編纂 明治七年太政官布告書十一丁)となしている。ここでは地券書替を土地移転の私法上の効力発生要件となしていることが解る。⁽¹⁸⁾しかし同時に領主的制裁——罰金——によって地券交付を強制していることが示されている。⁽¹⁹⁾もっとも、この領主的制裁は一八七五年(明治八年)六月一八日の太政官布告第一〇六号によって削除された。すなわち、

明治八年六月一八日 第百六号布告

地所売買致シ候節代金受取之證有之共地券申受ケサレハ買主其地所所有ノ権無之候規則ノ通地券書替申請事

となしている。こうした規定は、土地に対する私的所有権の移転が地券によって確保されることをしめすものである。しかし、ここでもなお地券交付を強制する面が強調されている。しかし、明治政府が郡村地券(壬申地券)に対して、権利の保障面を不十分ながら強調したのは、地券が地租改正の法的手段として発行されるという印象を、否定するためであったと指摘できる。これは地券交付が人々に検地としての印象をあたえることを警戒したためであった。そして土地流通を法的に保障し、農村への商品⇨貨幣経済のいっそうの浸透を実現することに成功したわけである。ここから農村における地主⇨小作人の半封建的關係が、農村における現実的な社会・経済的条件と、この土地に対する私的所有の法認と結びつき、二重の抑圧を農民に対して与えることになったのである。郡村地券(壬申地券)は、こうした農村における半封建的關係を固定化する道を切開いた。こうして郡村地券(壬申地券)の交付によっ

明治初年の土地所有権の法的性格について(四)

て、郡村における田畑・耕地・宅地などの土地関係が確定されたのであるが、これを基盤として一般地券(改正地券)の交付が、地租改正と結びついて全国的に登場してくる。そこで項をあらためて一般地券(改正地券)について考察することしよう。

- (1) この点については前項『三一八七二年(明治五年)以降の土地立法の変遷』(立教経済学研究二二巻四号 一九六七年一月一〇七ページ以下)を参照して下さい。
- (2) 中村吉三郎 明治法制史 第三輯 清水弘堂書店 一九六六年十一月 四二二ページ。
- (3) 地租関係書類彙集12 明治前期財政経済史料集成 第七巻。
- (4) 関順也 明治維新と地租改正 ミネルヴァ書房 一九六六年九月 一五〇ページ。
- (5) これは一八七四年(明治七年)六月三〇日の和歌山県の伺文のなかにみえる明治初年地租改正基礎資料(上巻七二五)。
- (6) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二二八ページ。
- (7) 鈴木豊 明治初期岐阜県における土地所有権の形成過程 法と政治 一六巻一号 一九六五年一月 三四二ページ。丹羽邦男 明治維新の土地変革(近代土地制度史研究叢書第二巻) お茶の水書房 一九六二年二月 三四二ページ。
- (8) 古島敏雄氏は『資本制生産の発展と地主制』(お茶の水書房 一九六三年八月)のなかで、つぎのように述べられている。すなわち、『土地所有権は旧来の石高所持をそのまま所有権として認定したため、その集中の契機の性格差にかかわらず、事実上成立していた地主小作関係をそのまま法認する内容をもっていた。それは単に明白な名田としての石高を認めただけではなく、関東以北で広く存在した質地小作のうち質入期間(債務の返済期間)を超過した部分についても、質権者である地主に所有権を認めたため、事実上成立していた地主小作関係は一般的に公認されたものとなる効果をもっていた。所有権を認めることは処分の自由を認めることであり、しかも明治一八年土地台帳法が施行されるまでは、国の交付した地券の裏書・交付をもって所有の公信力の要件としたため、土地の移動はきわめて容易になり、経済的条件の変動とともに土地所有の喪失・集中は激しい動きを示めすことになった』(同上四八五ページ)とされている。
- (9) 平野義太郎 日本資本主義の機構と法律 明善書房 一九四六年四月 二一〇ページ。

- (10) 関順也 明治維新と地租改正 ミネルヴァ書房 一九六六年九月 一三四ページ
- (11) 関順也 明治維新と地租改正 ミネルヴァ書房 一九六六年九月 一二五ページ。山崎隆三 江戸時代後期における農林
経済と農民層分解(岩波書店版 日本歴史近世四) 参照
- (12) 鈴木豊 明治初期における土地所有権の形成 法と経済 一四卷二号(一九六三年の二月) 八六ページ。
- (13) この規定は一〇月末の改正により『但家作等有之地所上地ノ儀ハ必ス持主承諾ノ上タルヘシ尤世上一般利益ノ為ニ御用相
成候節ハ券面通りノ代金及ヒ其建物等ニ応シ相当ノ手当差遺シ上地可申付事』と但書を追加した。これは公用徴収制度を意味
しているが、一八七五年(明治八年)七月二十八日の『公用土地買上規則』(太政官布告第一三二号)によって規定されること
になった。
- (14) 中村吉三郎教授は『明治法制史第三輯』(清水弘文堂書房 一九六六年十一月)のなかで地券によって表現されている土
地所有権を『しかも、その絶対的に与えられた土地「所有権」、すなわち資本制のもとで極めて独自の排他的な性格をつよく
もった所謂近代法的「所有権」なのである。もっとも、これにより所謂封建的土地所有制そのものはかたちの上では、一応崩
壊しざったことになる。』(同上四四ページ)とされている。だが地券によって表現された土地に対する絶対的・排他的性格か
らだけでは、それが資本主義的土地所有権であるとはいえず、明治初年の土地立法では、私的土地所有権としての意味が確立
されたに過ぎなかったと考えるべきであることは、すでに指摘した通りである。
- (15) 丹羽邦男 明治維新の土地変革(近代土地制度史研究叢書第二卷)お茶の水書房 一九六二年二月 二五四ページ。
- (16) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二二二ページ。
- (17) 岩倉具視関係文書第五 一一八ページ。
- (18) 石井良助 明治文化史2 洋々社 一九五四年八月 五六四～五六五ページ。
- (19) 中村吉三郎 明治法制史第三輯 清水弘文堂書店 一九六六年一月 四六～四七ページ。

—以下次号—